

平成 25 年 10 月

会 員 各 位

一般社団法人 東京建設業協会

社会保険未加入対策推進協議会(会議資料)の送付について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて国土交通省では、建設産業の社会保険加入を促進するため、昨年より、行政・建設業団体・関係団体による「社会保険未加入対策推進協議会」を設置して対策を進めているところです。

このたび、9月26日に標記の第3回全国協議会が開催され、参加建設業団体から「法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による社会保険未加入対策の更なる推進について」の申し合わせが行われました。

会議の資料については、国土交通省のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

なお、当協会では引き続き（一社）全国建設業協会が策定した「社会保険加入促進計画」にもとづき加入促進に努めていく所存です。会員企業の皆様におかれましても、社会保険未加入対策への取組みにご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

- 1 社会保険未加入対策促進協議会（会議資料）
第3回 議事概要(平成 25 年 9 月 26 日開催)
※詳細は国土交通省ホームページ参照

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000064.html

以上

[お問い合わせ]

一般社団法人東京建設業協会 事業部広報研修課
〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-5-1
TEL 03-3552-5656 / FAX 03-3555-2170
Mail koho@token.or.jp

第3回 社会保険未加入対策推進協議会
議 事 次 第

日 時:平成 25 年 9 月 26 日(木)13:30～15:00
会 場:霞が関ビル 33 階セミナールーム BC

1. 開会

2. 議事

- (1)加入促進計画のフォローアップについて
- (2)標準見積書に関する各団体の取組状況について
- (3)公共建築工事見積標準書式の改定について
- (4)標準見積書に関する今後の取組方針について
- (5)社会保険未加入問題への行政の取組について
- (6)申し合わせ案について
- (7)その他

3. 閉会

法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による 社会保険未加入対策の更なる推進について

第3回社会保険未加入対策推進協議会の開催に当たり、過去2回の本協議会における申し合わせを踏まえつつ、法定福利費の内訳明示に係る標準見積書を活用した社会保険未加入対策の更なる推進について、以下のとおり申し合わせます。

一. 法定福利費の内訳明示に係る標準見積書を活用する趣旨

- ・ 社会保険の加入を進めるためには、保険料を払うための法定福利費を確保していくことが必要不可欠であり、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出する取組は、その第一歩として重要です。
- ・ その上で、私たち行政・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者は、この取組は、これで元請企業や下請企業が利益を得るような類のものでは決してなく、就労環境の改善を通じた建設労働者の確保と事業者間の公平で健全な競争環境を構築するために、保険料本人負担分とあわせて、法律上必要な費用を流すだけに過ぎないという認識を改めて共有します。

二. 標準見積書の活用等による法定福利費の確保に向けた関係者の具体的な取組

私たち関係者は、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を下請企業から元請企業に対して提出する取組を本日から一斉に開始するため、関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって、以下の取組を進めます。

- ・ まず、私たち関係者は一体となって、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出する環境づくりにより積極的に取り組めます。

- ・ 元請企業は、社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインに基づく下請企業への指導を一層徹底するとともに、下請企業との契約に当たって、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう働き掛け、提出された見積書を尊重します。
- ・ 下請企業は、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を元請企業に対して提出して算定根拠を適切に説明し、適正な法定福利費が確保されるよう取り組むとともに、自社及び外注先の技能労働者を必要な保険に加入させるよう積極的に取り組みます。
- ・ 国土交通省等は、主な民間発注者団体、地方公共団体等に対し、標準見積書の活用等による法定福利費の確保を含め、社会保険未加入対策の推進に係る取組を実効あるものとするための働き掛けを積極的に展開します。

三. 加入促進計画の着実な実行

- ・ 推進協議会に加入する私たちは、協議会に提出した各団体の加入促進計画について、今回のフォローアップ結果を踏まえつつ、着実に実行するとともに、適時必要な見直しを行います。
- ・ その際には、他の優れた取組も参考にするとともに、取組の輪を団体から会員団体や会員企業、関係する会社に広げ、さらにそのトップから担当者まで理解を深めていきます。

平成25年9月26日
社会保険未加入対策推進協議会